

平成27年度第3回北海道私立学校審議会議事録

1 日 時 平成28年2月10日(水) 13:30~14:20

2 場 所 道庁赤れんが庁舎2階1号会議室

3 委員定数 15名

4 出席委員 13名

佐藤会長、山崎委員、三浦委員、榮委員、杉原委員、吉田委員、
守本委員、永田委員、黒坂委員、小泉委員、浅井委員、齊藤委員、
本間委員

5 傍聴者 なし

6 議 題

(1) 前回答申の処理状況

(2) 諮問事項の審議

私立高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可について (2件)

私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(定員増)認可について (3件)

私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(定員減)認可について (1件)

私立幼稚園の廃止認可について (21件)

私立専修学校の目的変更計画について (1件)

(3) 報告事項

学校法人の清算終了について

(4) その他

7 議事の経過及びその結果

会長から、審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨の宣言後、三浦委員、黒坂委員を議事録署名人に指名した。

はじめに、前回答申の処理状況について資料1に基づき事務局から説明し、その後、諮問事項の審議に入った。

議事の経過及び結果は次のとおりである。

(1) 私立高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可について

星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可(諮問番号第1365号(1))について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料2の1ページをご覧ください。この案件は、学校法人国際学園が設置する星槎国際高等学校が、生徒の学習環境の充実等を図るため、学期の変更や学習センター、面接指導等実施施設の追加などを行おうとするものです。

変更の時期は、平成28年4月1日を予定しております。

星槎国際高等学校は、特別な支援を要する生徒、例えば学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症などを有する生徒やこれらに起因する不登校の生徒の受入を目的として設置された通信制高等学校です。

通信制課程における学習は、教科書等に基づいた生徒の自学自習を基本とし、報告課題の添削指導、いわゆるスクーリングである面接指導の参加、及び試験により、所定の単位が認定されると卒業が認められるものです。

文部科学省令の「高等学校通信教育規程」によりまして面接指導等の教育は、本校一星槎国際高等学校は芦別市にございますーこの本校以外にも、協力校という位置付けで他の高等学校で行うことも可能であるほか、さらには、「他の学校等」として大学や短大、専修学校、指定技能教育施設を利用することも認められております。

「指定技能教育施設」とは、都道府県教育委員会が指定する教育施設で、学校教育法の規定によりまして、高等学校の定時制や通信制課程に在学する生徒は、指定技能教育施設で受講した職業に関する科目、家庭、農業、工業、商業といった科目について、高校の単位としても認定できるという制度になっております。以上、先に通信制の概要について説明いたしました。

それでは、具体的変更内容についてですが、資料1ページの「7 変更の内容」をご覧ください。

まず「学期の変更」です。星槎国際高等学校ではこれまで2学期制としておりましたが、生徒の特性に鑑みると、精神面や体調面などの理由から長期間にわたる集中が持続せず、一つの学期中に所定の面接指導時間を受講できないなどの事例があり、この場合、その学期での単位認定の要件を満たさないという事例がありました。

そこで、これまで6か月で一つの学期としていたものを、3か月で一つの学期とし、単位修得期間を短くすることで、生徒の集中が継続した形で単位修得が見込まれるよう、2学期制から4学期制へと変更するものです。

また、これまでの2学期制では、例えば全日制からの転入生の受入に当たって、1月以降に転入希望があった場合、後期の単位を認めることが難しい場合もありましたが、4学期制にすることにより、教科によっては後期第4学期1月1日から3月31日までの期間で単位修得が見込まれることになり、卒業に向けて、それぞれの生徒に応じた指導が可能になります。

次に「(2) 学習センターの追加」です。星槎国際高等学校は広域の通信制高校であり、全国で教育活動を行っています。学則に「本校に学習センターを置く」と規定し、札幌市をはじめ、宮城県、福島県、東京都、静岡県、愛知県、大阪府など18箇所センターを設置しています。

学習センターでは面接指導や試験のほか、生徒の個別の状況に応じた補習授業や教育相談、生徒指導などを行っています。この度の学則変更では、これまで学習センターが設置されていなかった四国地方、香川県高松市に新たに学習センターを設置しようとするものです。

施設の教育環境ですが、当該施設は今年度まで国際学園が設置する香川県教育委員会指定の技能教育施設として利用しておりますし、また書類確認等も行い、周辺環境、施設設備等について支障ないことを確認しております。

なお、学習センターは本校の一部でありますことから、当該施設を技能教育施設と学習センターとの併用とすることは認めておりません。このため、現在、国際学園では香川県教委に対し、技能教育施設の廃止を届け出ております。

次に、「(3) 面接指導及び試験を行うことのできる施設の追加」です。星槎国際高等学校では、先ほどの学習センターのほか、通学時間や金銭的な事情から学習センターへの通学が困難、あるいは大きな負担となっている生徒等のため、協力校1校及び専修学校など他の学校等9箇所面接指導等を実施しています。

この度の学則変更は、学習センターから比較的遠方で生徒数が多い地域において、これらの生徒の負担軽減のため、面接指導等実施施設を設置しようとするものです。

追加する施設は、山梨県甲府市の山梨県美容専門学校、鹿児島県鹿児島市の鹿児島環境・情報専門学校の二つの施設で、それぞれ、約50名、約70名の生徒が当該地域に居住しております。両施設は、県知事認可の専修学校で、また書類確認等も行った結果、周辺環境、施設設備等について支障ないことを確認しております。

次に、「(4) 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項の変更」です。これは、防災対策、障がい者対応を含めた施設改修、ICT環境の充実等のため、新年度の入学生から、授業料、選抜料、施設設備費を変更しようとするものです。

最後に、「(5) 教育課程の変更」です。星槎国際高等学校では、生徒の進路を見据え、在学中から専門分野の準備学習、例えば資格取得に向けた準備等ですが、これができるよう、教養、美容、理容、動物及び看護分野の学校設定科目を教育課程に位置づけています。このうち看護分野におきまして、卒業後に入学するなどの養成施設での学習との関連性をより持たせるため、実態に即した科目に変更または学校設定科目を追加するものです。

説明は以上です。なお、本日の審議会で御了解いただけた場合の認可についてですが、高松学習センターの追加につきまして、技能教育施設廃止の届出がなされておりますので、この届出が県教委に受理され、廃止の決定が確認された後に、この度の学則変更を認可する手順となることを申し添えます。よろしくご審議をお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(2) 私立高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可について

北海道芸術高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可（諮問番号第1365号(2)）について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料2の2ページをご覧ください。この案件は、学校法人恭敬学園が設置する北海道芸術高等学校が、生徒の利便性向上のため、面接指導等実施施設や指定技能教育施設の追加等を行おうとするものです。変更の時期は、平成28年4月1日を予定しております。

北海道芸術高等学校は、構造改革特別区域法に基づく株式会社立の学校として、平成18年4月から十勝管内清水町で教育活動を行ってききましたが、将来の学校経営の継続性や安定性及び公共性の維持、教育環境の充実を図るため、平成27年4月、学校法人立に移行し、また本校も後志管内仁木町に移転した学校です。

株式会社立学校の学校法人化に当たりましては、認可庁が「設置者変更」又は「学校設置」のいずれによるか判断して差し支えないこととされておりますが、北海道におきましては、北海道の審査基準に基づき新たに審査を行い、私立学校審議会の諮問を経て、「新設」の認可の手續を踏む必要があると判断し、昨年度の審議会上に設置認可申請についてお諮りしたところです。

それでは、具体的変更内容についてですが、「7 変更の内容」をご覧ください。

初めに、「面接指導及び試験を行うことのできる施設の追加」です。現在、北海道芸術高等学校における面接指導等につきましては、仁木町の本校で実施する7泊8日の集中スクーリングのみとしておりますが、北海道芸術高等学校は広域通信制高等学校として、北海道以外の都府県に居住する生徒が約8割を占め、また道内においても札幌近郊に居住する生徒が約6割を占めることなどを勘案し、これらの生徒の利便性の向上を図るため、全国5箇所に面接指導等実施施設を新たに設置しようとするものです。

新たに追加する施設は7の(1)に記載のとおりですが、現在、関係教育委員会に技能教育施設の指定申請を行っている北海道芸術高等学院の札幌、仙台、東京池袋及び福岡校の4箇所と、専門学校日本デザイナー芸術学院名古屋校の計5箇所です。これらの施設の周辺環境や施設設備について確認したところ、特に支障はありません。

これら5箇所の施設における面接指導等につきましては、国語や数学などいわゆる普通教科を実施することとしておりまして、北海道芸術高等学校の特色であります芸術系の専門教科や科目については、引き続き仁木町の本校で実施することとしておりますが、これまで7泊8日だったスクーリングが3泊4日程度となりまして、宿泊料等の負担が解消されます。

なお、これまでどおり7泊8日のスクーリングも実施されますので、面接指導等実施施設を利用するか、7泊8日の集中スクーリングを受講するか、生徒自身の希望に応じて選択できることとなっております。

次に「(2) 指定技能教育施設の追加」です。先ほど、星槎国際高等学校の学則変更の際にも説明しましたが、通信制高等学校においては、指定技能教育施設で受講した職業に関する科目について、高校の単位として認定することができますので、生徒にとっては、一部教科・科目における高校でのスクーリングや試験の負担が減ることとなります。

新たに追加しようとする施設は記載のとおりですが、面接指導等実施施設としても追加を予定している北海道芸術高等学院の札幌、仙台、東京池袋及び福岡校の4校のほか、同じく北海道芸術高等学院の横浜と名古屋校を加えた計6箇所です。横浜と名古屋校につきましても、現在関係県教育委員会に指定申請を行っております。

これら6施設では、商業の科目について連携を図ることとしておりまして、連携している全ての科目で単位認定が認められると、商業科の5科目10単位が高校で習得した単位となります。

最後に、「(3) 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項の規定整備」ですが、学則には、授業料、入学料のほか、各学校の実情に応じて徴収する費用に関する事項を記載することとなっております。芸術高等学校の学則には、入学検定料、教育充実費、施設費についての記載がありますが、この他にも年間の行事や実習などにおいて費用を徴収する場合もあることから、この旨明確にするため、一項目追加し、その他の費用として「行事費、実習費を必要に応じて徴収することがある」と明記することとしたものです。

説明は以上です。なお、本日の審議会で御了解いただけた場合の認可についてですが、技能教育施設の指定について、現在関係教育委員会に申請中でありまして、その指定が確認された後に、本学則変更を認可する手順となることを申し添えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(3) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(定員増・定員減)認可について

新琴似幼稚園の収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第1365号(3))から、根室つくし幼稚園の収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第1365号(6))までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

幼稚園の収容定員の増に係る園則変更認可に関する案件3件、収容定員の減に係る案件1件について、ご説明いたします。資料は3ページとなりますのでご覧ください。

初めに資料の上段にあります、定員増の案件、諮問番号第1365号(3)から(5)

までについて、ご説明させていただきます。

今回の収容定員増の案件幼稚園ですが、札幌市北区に所在します新琴似幼稚園、白石区に所在します札幌白樺幼稚園、そして旭川市に所在します旭川こぼと幼稚園の設置者であります学校法人から、収容定員を増やしたい旨の申請がございました。

定員変更の理由は、3園とも、地域における就園希望幼児数の増加に対応するため、ということでございます。

変更内容につきましては、資料のとおりとなっております。なお、いずれの幼稚園も、教職員、施設の整備状況につきましては、定員を増やした場合においても、幼稚園の設置基準を満たしております。変更の時期につきましては、平成28年4月1日となっております。

続きまして、資料下段にございます、諮問番号第1365号（6）の収容定員の減についてご説明いたします。

根室市に所在します根室つくし幼稚園を設置しています学校法人から地域における就園園児数が減少しているため、園則を変更したい旨の申請がございました。

また、今回の定員減に対する地域への影響についてであります。今年度の根室市内の私立幼稚園の総定員450人に対し、就園人数は298人で園児の収容に対して余裕があることから影響はないと判断しております。変更時期につきましては、平成28年4月1日となっております。

以上、諮問番号1365号（3）から（6）までを一括してご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

(4) 私立幼稚園の廃止認可について

あいの里幼稚園に係る廃止認可（諮問番号第1365号（7））から、大楽毛よしの幼稚園に係る廃止認可（諮問番号第1365号（27））までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

資料4ページからの幼稚園の廃止認可に関する諮問案件21件について、ご説明いたします。今回の諮問番号第1365号（7）から（27）までの21件、すべての幼稚園の廃止認可につきましては、昨年11月の審議会で答申していただいた園児の減少により、幼稚園運営の継続が困難となり廃止した園とは異なりまして、子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園への移行のための幼稚園廃止についてでございます。

お手数ですが、別添でお配りしてます、1枚ものの参考資料の幼保連携型認定こども園への移行に伴う手続きについてをご覧ください。

この資料は、②の幼稚園型認定こども園や③、④の幼稚園が、①の幼保連携型認定こども園に移行する場合に必要な手続きについて示したものでございます。

ご承知のとおり、現在、認定こども園法に定める学校及び児童福祉施設である①の幼保連携型認定こども園と、学校教育法に定める学校である②の幼稚園型認定こども園と③及び④と番号を付けております幼稚園とがでございます。

下段にありますように、子ども・子育て支援新制度においては、②の幼稚園型認定こども園や③、④の幼稚園から①の幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の設置の認可と学校教育法に基づく幼稚園の廃止認可の両方の手続きを行わなければならない規定となっているところでございます。

今回の諮問事項は一番下にあります、幼稚園の廃止認可についてでございます。幼稚園の廃止認可につきましては、当私立学校審議会での諮問事項でございますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

なお、幼保連携型認定こども園の設置認可につきましては、道と指定都市・中核市で行うことになっていきますことから、指定都市・中核市である札幌市、旭川市、函館市に所在する幼稚園は各市において、それ以外の市町村に所在する幼稚園は、道の所管である保健福祉部子ども未来推進局、実際には、各振興局の社会福祉課において、認可することとなっております。

それでは資料の4ページに戻りまして、ご説明させていただきます。

廃止の理由といたしましては、先ほども述べさせていただきましたが、全幼稚園とも幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止申請でございます。

また、園児につきましては、この春卒園する園児を除きまして、在園している園児は、そのまま移行後の認定こども園で在園いたします。

教職員も移行する認定こども園で就労いたします。

指導要録等につきましても、移行園において引き続き保管することとなっております。

廃止の時期ですが、本年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行することから、前日であります平成28年3月31日となっております。

8ページの諮問番号(25)の認定こども園紋別藤幼稚園をご覧ください。この園は、他の幼稚園と違いまして、幼稚園型の認定こども園から幼保連携型認定こども園への移行でございます。

この園は、幼保連携型へ移行するため、施設の整備を進めておりまして、この度、その整備が終わったところでございます。2月から幼保連携型認定こども園となる認可をオホーツク総合振興局から受けております。そのため、前日の1月31日をもって幼稚園を廃止することとしております。

なお、他の20の幼稚園につきましては、道の振興局、札幌市、函館市で設置認可の申請の手続き中でございます。そのため、幼保連携型認定こども園の設置認可前に、学事課において、幼稚園の廃止認可をいたしまして、もし、何かの理由で、認定こども園の設置認可がされなかった場合には、幼稚園も幼保連携型認定こども園もどちらもなくなる状況となってしまいますので、幼稚園の廃止の認可の条件といたしまして、幼保連携型認定こども園の設置認可を受ける旨の条件をつけさせていただいております。

なお、本日時点で、設置認可がされない園があるという情報はありませんので、念のために条件を付けているところです。

以上、諮問番号1365号(7)から(27)まで、一括してご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(5) 私立専修学校の目的変更計画について

帯広コア専門学校に係る目的変更計画(諮問番号第1365号(28))について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料の10ページをご覧ください。諮問第1365号(28)私立専修学校に係る目的変更計画について、ご説明させていただきます。

帯広市にございます学校法人帯広コア学園が、現在の校舎を増築いたしまして、歯

科衛生士を養成するための医療分野の学科を新たに設置しようとするものでございます。

設置者の学校法人帯広コア学園は、現在、工業分野、教育・社会福祉分野、商業実務分野の学科を持つ帯広コア専門学校を設置しております。

設置を計画しております学科は、医療分野の専門課程で修業年限3年、入学定員30名の歯科衛生士科で、総定員は90名となっております。

校地・校舎につきましては、法人が所有しております帯広市西11条南41丁目に本年6月から校舎増築工事を開始いたしまして、10月頃を目処に完成・引き渡しの予定となっております。新たな学科の開設時期につきましては平成29年4月を予定しております。

計画書を審査しました結果、教職員数、校地、校舎面積の設置基準を全て満たしております。

なお、学校の設置認可につきましては、北海道保健福祉部から歯科衛生士養成施設の指定を受けることが条件となります。こちらの手続につきましても、現在、順調に進んでいると聞いております。

また、帯広コア学園では、この計画どおり準備を進め、本年9月を目処に本認可申請をする予定としております。

説明は以上でございます、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画は了承された。)

8 報告事項

資料3に基づき、学校法人河村育英会の清算終了について、事務局から報告を行った。

9 閉会

以上をもって、平成27年度第3回北海道私立学校審議会を終了した。